

# お 知 ら せ

## 平成30年3月1日から、安城市藤井町南山地区、南居林地区の堤防道路を通行止めになります。

堤防道路は、自治体等が県道や市道として利用している所以外は、河川管理用通路として一般の自動車通行を制限しています。  
安城市藤井町南山地区及び南居林地区の矢作川堤防道路は、安城市道と接していたことからこれまで通行を制限していませんでしたが、安城市役所と豊橋河川事務所で協議した結果、下図の区間については一般自動車の通行ができなくなりますのでお知らせします。  
なお、通行止め区間に車両で進入する必要がある場合は、安城出張所にお問合せいただければ対応いたします。



問い合わせ先

国土交通省豊橋河川事務所 管理課 Tel.0532-48-8105  
国土交通省豊橋河川事務所 安城出張所 Tel.0566-99-0402